

『罰なき社会』を再考する

The Non-Punitive Society Revisited.

島宗 理・奥田健次・山本央子・杉山尚子

(法政大学¹) (行動コーチングアカデミー²) (ヤマザキ動物専門学校³/帝京科学大学⁴) (星槎大学大学院)

Satoru Shimamune, Kenji Okuda, Nakako Yamamoto, Naoko Sugiyama

(Hosei University¹) (Academy of Behavioral Coaching²) (Yamazaki Vocational College of Animal Health Technician³/ Teikyo University of Science⁴) (Seisa University⁵)

Key words: 罰、正の強化、弱体化、嫌悪統制

企画主旨

B. F. スキナーが1979年に来日し、慶應義塾大学にて『罰なき社会』について講演してから34年が経過した。この間、我が国においても、行動分析学は順調な発展を遂げ、特に発達臨床や特別支援教育といった応用領域においては、「正の強化」を使って子どもの支援や指導を進める考え方や方法論が、学校や家庭に広まりつつある。その一方で、個人や社会の幸福にとって必要条件とスキナーが考えていた罰によるコントロールの放棄は、未だ進んでいるとは言えない。昨年、子どもの自殺によって発覚したように、体罰が公然と行われている学校も残存する。体罰を容認する家庭があれば、虐待に至る事例も後を絶たない。

スキナーは罰を“人類の苦しみの最後の源”と位置づけ、行動分析学は「正の強化」の手法の開発と普及によって罰なき社会の実現に貢献できると信じていた。果たして、この信念は間違っていたのだろうか。あるいは、罰なき社会の実現のためには、他にどのような条件を整える必要があるのだろうか。

本シンポジウムでは、学校や家庭における「罰」について、罰的な手段を用いる教師や親や飼い主の行動を維持している変数について検討し、罰なき社会を実現するための方法について議論したい。

奥田健次先生には学校や家庭における子どもに対する教育や子育てについて、山本央子先生には家庭や訓練所における飼育犬のしつけや訓練について、それぞれ「罰」や「正の強化」の使われ方の現状とその原因について話題提供していただく。杉山尚子先生には、スキナーの『罰なき社会』の解説をお願いし、さらに、奥田先生、山本先生のお話から、罰的な手段を用いる行動の制御変数について理論的分析をしていただく。その後、登壇者全員で、罰なき社会を実現するための方略について話し合いたい。

話題提供1: 教育や子育てにおける「罰」(奥田健次)

教育の文脈における「罰」としては、昨今の体罰(という名の暴力を含む)の問題を連想する人が、世間一般では多いだろう。行動分析学では、たとえば幼児が偶然に自動車の運転席に来てクラクションを鳴らして驚いた経験をした後、運転席に乗ってハンドルを触るようなことをしなくなった場合、これを「罰」と呼ぶ(教科書により同義として「弱体化」と呼ぶ)。教育や子育ての文脈では大人が与えるものとしての「罰」であるのに対し、行動分析学では行動が減るという現象を指しての「罰」である。話題提供では、教育や子育ての文脈における「罰」について、何が問題で何が行われるべきなのか整理して提案する。

話題提供2: 家庭犬の育成における「罰」(山本央子)

犬に新しい行動を教える、人の社会において不適切とされる行動の弱体化や修正、様々な犬との作業において、残念ながら嫌悪刺激の「意図的な使用」の選択は未だ健在である。そして、嫌悪刺激の選択への批判ではこの問題解決につながらない。

「正の強化」「学習理論」「科学に基づく……」などの言葉の使用、セミナーなどの頻度は増加しているにも関わらず、嫌悪刺激の使用が減少していない現状が示している事実は、嫌悪刺激を使用する人にとって、様々な理由からより好ましい結果を示す経験(学習)が多いということであろう。その原因は、嫌悪刺激を用いずに好ましい結果を提供する実践家の育成不足にあるのではないだろうか?

「褒めて育てる」と呼ばれる育成方法で提供されている結果と、実際の社会が必要としている結果が伴わないことだ。これは、問題解決における課題設定の欠落、または介入文脈の一貫性が保たれていないという現状を指す。家庭犬の育成指導の行程で、問題の改善から、「楽しい技術の伝授」へと文脈のすり替えが無意識に行われている。この脱線状態を改善するには、行動を観察した際に行動理論を機能で理解し、適切に応用できる能力を養う実践家教育カリキュラムの普及が必要とされる。

話題提供3: 『罰なき社会』を読み解く(杉山尚子)

“Non-punitive society”はスキナーが生前には論文にしなかった1979年の講演原稿である。そこでは、「正の強化を使った技法こそが厳密な意味での行動修正」と述べられ、当時のスキナーが、正の強化による幸福の探求と社会の創造を信じていたようにみえる。今日でもこれまでも、“罰”に関する議論では、両極の主張が科学的エビデンスなしに「是非論」として闘わされることが多い。正の強化に関しては、行動分析家は実験行動分析ならびに応用行動分析の成果をもとに多くを語ってきたが、“罰”に関してはどうか。もちろん、“罰”の危険性は指摘してはいるものの、“罰”の意味するものが、罰(punishment/弱体化)であるのか、罰刺激(punisher/嫌悪)さえも必ずしも明らかにはしていない。この話題提供では、人間行動の科学として、行動分析学が“罰”を再考するにあたって必要なことは何かを、“罰なき社会”を読み解くことで考えていきたい。

引用文献

B. F. スキナー (1990). 罰なき社会 行動分析学研究, 5(2), 87-106.